

〈入居料（1 か月あたり）〉

対象収入による階層区分		利 用 料		
		生活費	サービスの提供に要する費用	居住に要する費用
1	1, 500, 000円以下	49, 674	10, 000	Aタイプ
2	1, 500, 001円 ～ 1, 600, 000円	49, 674	13, 000	20, 000
3	1, 600, 001円 ～ 1, 700, 000円	49, 674	16, 000	
4	1, 700, 001円 ～ 1, 800, 000円	49, 674	19, 000	Bタイプ
5	1, 800, 001円 ～ 1, 900, 000円	49, 674	22, 000	27, 000
6	1, 900, 001円 ～ 2, 000, 000円	49, 674	25, 000	
7	2, 000, 001円 ～ 2, 100, 000円	49, 674	30, 000	Cタイプ
8	2, 100, 001円 ～ 2, 200, 000円	49, 674	35, 000	28, 000
9	2, 200, 001円 ～ 2, 300, 000円	49, 674	40, 000	
10	2, 300, 001円 ～ 2, 400, 000円	49, 674	45, 000	Dタイプ
11	2, 400, 001円 ～ 2, 500, 000円	49, 674	50, 000	
12	2, 500, 001円 ～ 2, 600, 000円	49, 674	57, 000	※居住に要する費用の額（Aタイプ・Bタイプ・Cタイプ・Dタイプ）については、職員までおたずね下さい。
13	2, 600, 001円 ～ 2, 700, 000円	49, 674	64, 000	
14	2, 700, 001円 ～ 2, 800, 000円	49, 674	68, 000	
15	2, 800, 001円 ～ 2, 900, 000円	49, 674	68, 000	
16	2, 900, 001円 ～ 3, 000, 000円	49, 674	68, 000	
17	3, 000, 001円 ～ 3, 100, 000円	49, 674	68, 000	
18	3, 100, 000円以上	49, 674	68, 000	

注 1) 11 月から 3 月の間は、冬期加算として 2,070 円を加算します。

注 2) 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注 3) 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の額については、30 パーセント減額した額とします。

注 4) 月途中での入退居は、日割り計算にて精算します。

注 5) 徳島県軽費老人ホーム利用料等取扱基準の一部改正変更により、生活費に要する費用が R8.8.1 から変更となりました。